

体となって実施している。

## (2) 大学生などに対する就職支援等

### (学生に対する就職支援)

- 文部科学省は、大学などの就職相談員とハローワークのジョブサポーターとの連携の促進などにより、就職支援体制を強化している。
- 厚生労働省は、
  - ・「新卒応援ハローワーク」<sup>45</sup>を全国に設置し、求人情報の提供や、職業紹介、中小企業とのマッチング等を行っている。ジョブサポーターを活用し、一貫した担当者制による個別支援や臨床心理士による心理的サポートを行っている。新卒応援ハローワークなどに配置されているジョブサポーターを活用した全校担当制や、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談を実施するなど、学校などとも連携を強化している。
  - ・学生向け・第二新卒向けの就職情報ポータルサイトを運営する民間企業の協力により、広報を実施している<sup>46</sup>。
  - ・文部科学省と経済産業省と連携し、平成27（2015）年1～3月までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2015」を実施した<sup>47</sup>。また、4～6月までを未就職卒業生に対する集中支援期間とし、「未就職卒業生への集中支援2015」として同様の支援を集中的に実施している<sup>48</sup>。
  - ・若者の適職選択及び職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずる若者雇用促進法案（勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案）を平成27年3月に第189回国会に提出しており、法案成立後、その円滑な施行を図る。
- 経済産業省は、新卒者などの未就職者に対し、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する「新卒者就職応援プロジェクト」や、中小企業と学生との関係構築から採用・定着までを一貫して支援する「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を実施した。

### (秩序ある就職・採用活動への取組)

- 学生の学修時間・留学等の多様な経験を行う機会を確保する観点から、平成25（2013）年4月、安倍内閣総理大臣から経済団体に対し、平成27（2015）年度卒業・修了予定者から、広報活動や採用選考活動の開始時期を変更することを要請した。これを受け、日本経済団体連合会は、平成25年9月に、「採用選考活動に関する企業の倫理憲章」を見直し、「採用選考に関する指針」<sup>49</sup>を策定した。
- 文部科学省においては、平成25年4月に文部科学大臣から大学等の関係団体に対し、大学改革や大学教育の質的転換に積極的に取り組むよう要請した。
- 平成27年1月には、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省から主要経済・業界団体等に対して、就職・採用活動開始時期の変更の趣旨に沿った広報活動・採用選考活動を行っていただくよう再度の要請を行った。

## (3) 職業的自立に向けての支援

### (ジョブカフェにおける支援)

- 厚生労働省は、ジョブカフェ<sup>50</sup>（「若年者のためのワンストップサービスセンター」）において、企業説明会や各種セミナーを実施している。また、都道府県からの要望に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設し、若者を対象とした職業相談・職業紹介を行っている。

45 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/05.html>

46 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069885.html>

47 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069886.html>

48 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073750.html>

49 <http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/081.html>

50 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha/jobcafe.html>

### (ハローワークにおける支援)

○厚生労働省は、ハローワークにおいて、支援対象者一人一人の課題に応じて、トライアル雇用奨励金<sup>51</sup>の活用など、正規雇用化に向けた一貫したきめ細かな支援を実施している。また、支援拠点として、「わかものハローワーク」、「わかもの支援コーナー」「わかもの支援窓口」を設置し、若者の就職支援を実施している。

#### (4) 起業支援

○経済産業省は、新規開業しておおむね7年以内の若者に対して、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施している。

## 第3章 困難を有する子供・若者やその家族の支援

### 第1節 困難な状況ごとの取組

#### 1 ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等

##### (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を地域において支援するための取組

○内閣府は、平成26(2014)年度から、地方公共団体の実情に応じて効果的に子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図るため、協議会が未設置の都道府県・政令指定都市を対象とした「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施している<sup>52</sup>。また、アウトリーチ(訪問支援)研修を始めとする各種研修<sup>53</sup>や支援に関する調査研究を行っている。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、ニートやひきこもり、不登校の子供や若者に対する各種事業を実施している。

##### (2) ニート等の若者への支援

○厚生労働省は、「地域若者サポートステーション」(以下「サポステ」という。)において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施している(15~39歳対象)。(図表9)

図表9 地域若者サポートステーション事業



51 職業経験、技能、知識などから安定的な就職が困難な求職者について、一定期間試用雇用した場合に助成するもの。求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進することなどを通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることが目的。  
52 「子ども・若者育成支援推進法」第19条で地方公共団体に設置の努力義務が課されている協議会。  
53 「子ども・若者育成支援推進法」第18条では、国と地方公共団体は、人材の養成や資質の向上、体制整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとされている。